

平成 28 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 ケ ネ デ ィ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 島 大 祐
(コード番号:4321 東証一部)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 田 島 正 彦
電 話 番 号 (03) 5623-8400

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)の制定を決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定の理由

当社は、平成27年6月より上場規則として適用された「コーポレートガバナンス・コード」の精神・趣旨を尊重し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、本ガイドラインを制定致しました。

2. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下の項目で構成しております。

前文・歴史・ミッションステートメント・コーポレートミッション・長期ビジョン

第1章 総則

第2章 コーポレートガバナンスの体制

第3章 株主等ステークホルダーとの関係

附則

詳細につきましては、別添の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

以 上

コーポレートガバナンス・ガイドライン

(制定)

平成28年1月27日

ケネディクス株式会社

- (前文)
- (歴史)
- (ミッションステートメント)
- (コーポレートミッション)
- (長期ビジョン)

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2章 コーポレートガバナンスの体制

- 第3条(当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方)
- 第4条(取締役会の役割と責務)
- 第5条(取締役会の構成)
- 第6条(監査役、監査役会の役割と責務)
- 第7条(監査役会の構成)
- 第8条(指名・報酬諮問委員会)
- 第9条(取締役の資質および指名手続)
- 第10条(監査役の資質および指名手続)
- 第11条(取締役および監査役の報酬)
- 第12条(独立社外取締役および独立社外監査役に対する情報提供)
- 第13条(取締役および監査役の研修等の方針)
- 第14条(取締役会の実効性評価)
- 第15条(外部会計監査人)

第3章 株主等ステークホルダーとの関係

- 第16条(情報開示のあり方)
- 第17条(関係当事者間取引の管理体制)
- 第18条(インサイダー取引の管理体制)
- 第19条(内部通報制度)
- 第20条(政策保有株式に関する方針)
- 第21条(資本政策等の基本的な方針)
- 第22条(会社の支配に関する基本方針)
- 第23条(株主等との建設的な対話に関する方針)
- 第24条(株主の権利の保護と平等性の確保)
- 第25条(サステナビリティ)

- (附則)

- 前文 -

我が国の不動産証券化市場は、1990年代の不動産不況の中で黎明期を迎え、市場参加者の増加とともに発展を続け、当社も市場の成長と共に歩みを進めてきました。金融市場を取り巻く環境の変化とともに、公的年金や個人を含めた国内外の幅広い資金が不動産市場へ流入し、安定的な収益が期待できる不動産投資・運用は、ますます存在感を高めています。一方、これまで企業が中心であった不動産の保有主体は、J-REIT や私募ファンド等の多様な不動産ファンドへと移行しており、企業の資本効率向上が求められる中、その流れは一層加速しています。このような環境下、資金運用ニーズと運用不動産を結びつなぎ役として、当社が果たす役割はますます大きくなると考えられます。

この役割を全うし、かつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、ここに当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、これを公表します。

- 歴史 -

ケネディクス株式会社は、1995年に設立されました。1999年からは不動産アセットマネジメント事業へ本格参入し、先進的な投資手法や金融手法を活用し、事業を展開してきました。

不動産私募ファンドの運用から始まった当社のアセットマネジメント事業は、複数のJ-REITの運用にも幅を広げ、現在では長期コアファンドも含めその運用領域を拡大しています。また、これまで培ったアセットマネジメントのノウハウを基に、昨今では海外不動産やインフラ資産等の市場の開拓にも取り組んでいます。当社は国内最大の独立系不動産アセットマネジメント会社として、今後も顧客投資家の投資ニーズに沿って業容を拡大し、一層の発展を続けていきます。

- ミッションステートメント -

ケネディクスは不動産の限りなき可能性を切り拓きます

ケネディクス株式会社は、受託資産残高の拡大や短期的な運用利回りの実現のみを追求することなく、不動産の立地や物件特性を見極め、投資ニーズに即した最適な運用戦略・タイミング・金融手法を組み合わせ、「不動産が持つ可能性を最大限引き出す」運用を行う強い信念を持ち続けます。

このような当社の不動産価値創造に対する想いを込め、「ケネディクスは不動産の限りなき可能性を切り拓きます」をミッションステートメントとして定めています。

- コーポレートミッション -

-事業目的 「何のために」

投資資金の不動産分野における最適運用と不動産の価値創造を通じて、社会に貢献します。

-事業分野 「誰のために」

グローバルな不動産アセットマネージャーとして多様な役割を担いながら、投資家の皆様に最適な投資機会を提供します。

-事業方法 「どのように」

堅実かつ公正を基本とし、経営のスピードと柔軟性を以って、新しい挑戦を続けます。

当社は、世界的な金融危機による大きな環境変化の中、組織の記憶と自制を踏まえ、当社の普遍的な価値観として、本コーポレートミッションを 2009 年に決めました。

- 長期ビジョン -

Kenedix Vision 2025 : 「ケネディクスモデルで成長」

2025 年イメージ : AUM4 兆円、グループ時価総額 2 兆円、ROE15%

当社は「ケネディクスは、自ら不動産を保有しません。グループで組成・運用するファンドが保有します。」という“ケネディクスモデル”を明確に示しました。「独立系」企業としての多様なビジネスパートナーとの協働、「機動性」を活かした経営判断、「先進性」のある取り組みと「専門性」の追求による不動産価値創造への挑戦、「透明性」の高い情報発信、このような強みを当社の役職員が共通の認識として持っていることが「ケネディクスモデル」の原動力となります。

当社では、不動産を保有することで得られる賃料収入や資産価格の上昇に依拠する事業モデルではなく、より良い投資機会の提供や強固な運用力に基づく受託資産残高の成長を収益の基盤とし、AUM4 兆円、グループ時価総額 2 兆円、ROE15%の達成に向かいます。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本ガイドラインは、ケネディクス株式会社（以下「当社」という。）において、良き企業市民として、当社の企業統治の基本的な姿勢および施策を明文化し、またその実効性および適切性を適宜検証することにより、これを継続的に進化させ、もって当社顧客、取引先、株主、地域社会、従業員等のステークホルダーへの責任を果たすとともに、当社の持続的な成長および企業価値の向上に資することを目的とします。

第 2 条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、自由と自律（攻めの機能と守りの機能）が適切にバランスし、かつ倫理観の高いコーポレートガバナンスを構築します。これに、適切な経営体制の布陣と充実した内部統制システムを併せ持つことにより、適切なプロセスに基づく積極果断な経営判断を支え、またその説明責任を果たしていくことが、経営上のもっとも重要な課題の一つであると考えます。

第 2 章 コーポレートガバナンスの体制

第 3 条（当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方）

当社は、取締役会の業務執行の意思決定機能およびモニタリング機能ならびに監査役会の監査権限を融合させることを目的に、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択します。

また、当該機関設計に加えて、取締役会のモニタリング機能を補完し、より透明性・公正性の高いガバナンスを構築するために、任意の委員会として、独立社外取締役を主たる構成員かつ委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置します。

これらの複合的な機関設計により、業務執行の意思決定機能とモニタリング機能のバランスを備えたハイブリッド型の取締役会を構築し、自由と自律に立脚した健全な企業経営を推進していきます。

第 4 条（取締役会の役割と責務）

（１） 取締役会は、常に受託者責任と説明責任を念頭に、重要な業務執行の意思決定および適切なモニタリング機能の行使を通じて、ステークホルダーへの責任を果たすとともに、当社の持続的な成長および企業価値の向上を図っていきます。なお、取締役会によるモニタリングは、以下をそのポイントとして実施します。

会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上を図る観点から、取締役会決議事項および経営計画の策定・検証

経営を監督する観点から、役員報酬の決定ならびに役員候補指名および経営陣幹部（代表取締役および役付き取締役を指し、以下において同じ。）の選解任

適正性確保の観点から、利益相反および利益相反管理体制の監督

（２） 取締役会で審議・報告する重要な業務執行についての基準は、取締役会規程等により下部機関への権限移譲の内容とともに明確に定められ、その基準は、定量的な重要基準に加え、業務執行に潜在するリスクの適切なマネジメントを念頭に、定性的な要素を加えています。

第 5 条（取締役会の構成）

当社取締役会の構成は、前条記載の役割と責務を全うするために、適切かつ迅速な意思決定と実効性の高いモニタリングを行うために必要な人材の多様性とバランスに配慮したものとします。また、事業の拡大や経営陣（社内取締役および執行役員を指し、以下において同じ。）への権限移譲等も勘案した、簡素かつ適切な規模とします。

さらに、経営の透明性と公正性を担保しつつ、豊富な経験や見識を有する者の意見を当社の経営に適切に反映し、また経営陣が提示する原案とは異なる視点を示すこと等により建設的な議論を提起し審議の活性化を図るべく、独立性の高い複数名の独立社外取締役を選任します。

当社は、取締役会において、独立社外取締役に期待される機能は、経営陣への助言とモニタリングと考えます。特に、モニタリングについては、株主の立場のみならず、当社顧客、取引先、地域社会、従業員といった株主以外のステークホルダーの立場も均衡させることを重視し、独立社外取締役の客観性および独立性に立脚し、経営陣の適切なリスクテイクを支える環境整備を行います。

第 6 条（監査役、監査役会の役割と責務）

監査役、監査役会は、常に受託者責任と説明責任を念頭に、取締役の職務の執行ならびに当社および子会社の内部統制システムの状況等について、独立性および客観性の高い監査を実施することを通じて企業の健全性を確保し、ステークホルダーへの責任を果たすとともに、当社の持続的な成長および企業価値の向上を監査という側面からサポートします。

各監査役は、その役割に応じて取締役会に加えて社内の各種会議への積極的な参加等により、実効性の高い監査に資する情報収集を行います。

また、監査役、監査役会は、必要に応じて独立社外取締役、内部監査部門および会計監査人と連携をとることにより、監査の実効性を高めます。さらに経営陣とも適宜に意見・情報交換を行い、監査役、監査役会と経営陣との情報格差の是正を図るとともに経営上の課題を適切に認識し、取締役会審議の活性化を図ります。

第 7 条（監査役会の構成）

当社監査役会の構成は、前条記載の役割と責務を全うするために、独立性を有する半数以上の社外監査役と、常勤することにより当社事業に精通した社内監査役との組み合わせにより構成し、監査役が授権された取締役・使用人に対する報告請求権、会社の業務・財産調査権等の権限に基づく情報収集力を担保し、実効性ある監査を実施します。なお、監査役には、財務・会計に関する知見を含む専門性を有する者を 1 名以上選任するものとします。

第 8 条（指名・報酬諮問委員会）

取締役会のモニタリング機能を補完し、より透明性・公正性の高いガバナンスを構築するために、任意の委員会として、独立社外取締役に主たる構成員かつ委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置します。当該委員会の主な役割は、以下のとおりとします。

（1）役員人事に関する諮問

指名・報酬諮問委員会は、取締役については取締役会議長から、また、監査役については監査役会の委託を受けた取締役会議長から役員選任の諮問を受け、取締役および監査役の人事（役員候補指名および経営陣幹部の後継者計画を含むが、それらに限らない。）につき審議を行い、その結果を取締役に答申します。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会に付議する取締役選任議案を決定します。また取締役会は、当該答申に基づき、監査役会の同意を得て、株主総会に付議する監査役選任議案を決定します。なお、監査役選任案に係る当該答申は、会社法が規定する監査役会による監査役の選任議題および選任議案の提出請求権を妨げるものではありません。

(2) 役員報酬に関する諮問

指名・報酬諮問委員会は、取締役の報酬について取締役会議長から諮問を受け、取締役の報酬の方針、体系、種類および額につき審議を行い、その結果を取締役に答申します。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、各取締役の報酬を決定します。

第9条（取締役の資質および指名手続）

取締役会は、以下の指名方針に基づいて、当社の取締役候補者を決定します。なお、指名手続は、第8条第1項にしたがって行います。

- (1) 当社のミッション、ビジョン、コーポレートガバナンスに関する考え方を十分に理解し、高い倫理観を備えていること。
- (2) 重要な業務執行の意思決定および適切なモニタリング機能の行使を可能とするための、豊富な実務経験、高い見識および専門性を有していること。
- (3) 取締役会全体として機能するための知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保できること。
- (4) 独立社外取締役候補者は、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準により、当社の経営からの独立性が認められること。

第10条（監査役の資質および指名手続）

取締役会は、以下の指名方針に基づいて、当社の監査役候補者を監査役会の同意を得て決定します。なお、指名手続は、第8条第1項にしたがって行います。

- (1) 当社のミッション、ビジョン、コーポレートガバナンスに関する考え方を十分に理解し、高い倫理観を備えていること。
- (2) 公正不偏の態度および独立の立場から取締役の職務執行を監査し、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に資するための、豊富な実務経験、高い見識および専門性を有していること。
- (3) 監査役会全体として機能するための知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保できること。
- (4) 社外監査役候補者は、会社法に定める社外監査役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準により、当社の経営からの独立性が認められること。

第11条（取締役および監査役の報酬）

当社は、持続的な成長と企業価値の向上に貢献できる優秀な人材を継続的に確保することが、重要な経営課題の一つであると考えます。

その観点から、1) 持続的な成長と企業価値の向上への貢献度の反映、2) 会社および個人の業績の適切な反映、3) 株主との株価変動リスクの共有を取締役等の報酬に関する基本的な考え方とします。

取締役および監査役の報酬の枠組みは以下のとおりとします。

(1) 取締役の報酬

取締役（独立社外取締役を除く）の報酬は、中長期のビジョン達成に向けた健全なインセンティブの一つと

して位置付け、その構成を固定・変動、業績対象期間、現金・株式（株主との利害共有）という観点から、1）基本報酬としての固定現金報酬、2）短期業績連動現金報酬、3）中期業績連動株式報酬の3種類とします。これら報酬の方針、体系、種類および額の妥当性等については、毎年、指名・報酬諮問委員会で審議することにより、継続的に透明性、公正性、客観性を担保します。

なお、独立社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬としての固定現金報酬のみとします。

（2）監査役の報酬

監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、株主総会決議による報酬枠の中で、基本報酬としての固定現金報酬のみとします。

第12条（独立社外取締役および独立社外監査役に対する情報提供）

当社は、独立社外取締役および独立社外監査役（以下「社外役員」という。）が持つ経験や知見を取締役会の審議に適切に反映し、これを活性化して審議の実効性を高め、より良い貢献をしてもらうために、経営陣が有する情報と社外取締役・社外監査役が有する情報との格差是正が重要な要素だと考えます。当社では以下の情報格差是正のための施策を行い、取締役会はその適切な施策実施状況の確認を行います。

（1）取締役会出席者に対し、審議資料の事前配信を行うとともに、必要に応じて社外役員に対して付議議案の事前説明の場を設定します。

（2）社外役員に対する情報提供あるいはディスカッションを目的とした会合を、原則として定例取締役会開催日に設定します。この会合は、今後の取締役会で付議が見込まれる事項の概要・進捗状況等の説明、経営情報等の共有および社外役員としての専門知識向上の場として位置付けます。

また、社外役員の要請に応じて、経営陣、グループ会社役員、顧問弁護士、会計監査人その他の有意な情報共有等に資するメンバーを同席させることにより、取締役会の効率化および審議の活性化を図ります。

（3）各種社内会議に、社外役員が任意でオブザーバーとして参加できることとします。

（4）取締役会に対しては、取締役会事務局が必要な情報提供を適宜行う媒体として存在し、特に独立社外取締役に対しては、別途担当者を配して経営陣および社内各部門とのパイプ役として、必要な情報を随時提供する体制を整えます。

第13条（取締役および監査役の研修等の方針）

当社は、各取締役および監査役のおかれる状況（新任・重任、社外・社内、就任時・任期中、全役員共通等）に応じ、取締役・監査役に求められる役割と責務を当社において遂行するために必要な情報提供および研修・知識習得機会の提供を適宜行い、取締役および監査役の職務執行をサポートします。

第14条（取締役会の実効性評価）

当社は、取締役会の実効性の分析・評価について、1）取締役会事務局による取締役会の実効性に関するヒアリング、2）すべての取締役による自己の職務遂行状況に係る自己評価、3）すべての社外役員による取締役会の実効性についての評価等の手法により分析を実施します。当該分析に基づき、取締役会において議論を行い、実効性の評価を行うとともに、取締役会の機能強化ならびに運営の体制および実効性の改善につなげます。

第 15 条（外部会計監査人）

当社は、会計監査人が、株式会社の一機関として、コーポレートガバナンスを充実させるために重要な役割を担っていることを認識するとともに、相互の信頼関係に基づき、かつ独立性が確保された緊張感のある協力関係を構築します。さらに、外部会計監査人と、経営陣幹部、独立社外取締役および監査役が、必要に応じ意見交換を行うこと等により相互の連携強化を図り、適正な監査の確保に向けた対応を共同して実施します。

また、監査役会は、「会計監査人の評価および選定に関する実務指針」を策定し、その独立性や専門性、および監査業務の適切性や効率性その他の評価を実施し、外部会計監査人の選定の妥当性等を担保します。

第 3 章 株主等ステークホルダーとの関係

第 16 条（情報開示のあり方）

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために、ミッションステートメント、コーポレートミッション、長期ビジョン、経営計画、その他の財務情報および非財務情報について、詳細かつ平易な記載による公正、適時な開示により、付加価値の高い情報発信を行います。

第 17 条（関係当事者間取引の管理体制）

当社は、当社の役員、主要株主およびその他利害関係者からなる関係当事者との取引ならびに関係当事者間での取引が、当社や当社の顧客または株主の利益を害することのないよう、「利害関係取引規程」により意思決定プロセスや取引の基本的な考え方等を定めます。

当該規程において規定される利害関係取引については、当社と利害関係を有しない外部委員を構成員に含むファンド・コンプライアンス委員会において、適切性および公正性等を審議するとともに、四半期ごとに取締役会にそれらの内容を報告し、適正な業務の遂行を担保します。

特に、取締役との取引等一定の重要な取引については、取締役会において審議され、その承認を得るとともに、必要に応じて適切な開示を行います。

第 18 条（インサイダー取引の管理体制）

当社は、その業務において多くのインサイダー情報に触れる機会を持つ金融商品取引業者として、インサイダー取引が、すべてのステークホルダーに対する背信的行為であると認識し、一般企業に求められる水準以上の倫理観をもってその防止に努めます。「インサイダー取引防止規程」を定め、当社役職員等においても、インサイダー取引の発生を未然に防止する体制を構築します。当該規程等に基づき、以下の諸施策を実施します。

- （１）当社役職員が当社または上場会社等のインサイダー情報に該当すると思われる情報を業務上取得した場合は、情報取扱責任者に遅滞なく報告し、適切な情報管理を行い、また当該情報伝達の禁止等の必要な措置を講ずる。
- （２）当社役職員が当社グループの株式等の売買を行う場合は、事前に書面の申請を行い、情報取扱責任者の許可を得なければならない。
- （３）当社役職員は、コンプライアンス部によるインサイダー取引防止に関する研修を毎年受講し、関係法令等の習得および遵守にとどまらず、倫理観の向上を図る。

第 19 条（内部通報制度）

当社は、法令違反行為等の早期発見および自浄プロセスを適切に機能させるため、「内部通報制度に関する規程」を定め、内部通報制度を設置します。

この制度においては、経営陣から独立した社外弁護士を含む複数の受付窓口を置き、当社グループの全役職員等の利用を可能とします。また通報者の秘匿や通報者の不利益取扱の禁止等、通報により不利益を被る危険を懸念することなく利用できるよう措置をとることにより、この制度の実効性を担保します。

取締役会は、必要に応じて、通報者を特定できる情報を除いた内部通報の調査結果の報告を受けるとともに、その運用状況を定期的に監督します。

第 20 条（政策保有株式に関する方針）

当社は、不動産およびその関連事業を行う取引先企業等との関係の維持・強化等を目的として、当該企業の株式（以下「政策保有株式」という。）を保有することがあります。

取締役会は、毎年、政策保有株式の保有効果や経済合理性について検証を行い、保有の継続可否その他の政策保有株式に関する検討を実施します。

政策保有株式の議決権行使については、その保有目的に沿って、投資先企業の会社提案に対し原則として肯定的に判断します。ただし、投資先企業の業績等の長期低迷、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情がある場合、または株主価値を大きく損なうおそれのある議案に対する議決権の行使については、投資先企業との対話を含む十分な情報収集および議案に対する検討を実施し、議案ごとに賛否を判断します。

第 21 条（資本政策等の基本的な方針）

当社は、資本政策の基本的な方針を以下のとおり定めます。

（１）不動産市場サイクルを踏まえ、財務健全性、資本効率および株主還元の最適なバランスを追求し、下記重点施策を意識した経営を行います。

- ・ 単体有利子負債水準の健全なコントロール
- ・ 不動産投資と自己資本の健全なバランスの確保
- ・ ベース利益 に基づく配当の継続
- ・ 機動的な株主還元に向けた内部留保の充実

（２）中期経営計画を策定し、収益力や資本効率等の目標数値とともに開示します。

「ベース利益」とは、アセットマネジメント事業および不動産関連事業の営業総利益合計から販売費および一般管理費を控除した管理数値で、当社収益のうち安定的かつ基礎的な収益を示すものです

第 22 条（会社の支配に関する基本方針）

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、現段階では特に定めておりません。ただし、当社の企業価値を損なうような買収行為に対しては、株主共同の利益を確保するため、適切に対応する必要があると考えており、弁護士等の専門家の助言を得ながら会社の支配に関する基本方針についての検討をしていきます。

第 23 条（株主等との建設的な対話に関する方針）

当社は、長期ビジョンにおけるケネディクスモデルにおいて、透明性が当該モデルを支える上で重要な要素と考えており、その確保・実現に際しては、株主および顧客等との間で建設的な対話を行うことが、経営方針を分かりやすい形で伝える上で重要であると認識しています。

上記のような認識の下、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく、株主を含む投資家との建設的な対話を実践し、経営戦略や経営計画の理解促進を図ると共に、対話によるフィードバックを経営戦略や経営計画に活かすことに努めます。

また、当社は、株主等との建設的な対話に関する方針を以下の通り定め、既存株主を含む機関投資家等からの対話（面談）申込みに対して合理的な範囲で応じ、中長期的な企業価値の向上に資するべく能動的に IR 活動を実施します。

- （1）当社は、株主との建設的な対話の実現に努めるために、IR 担当取締役を IR 部門の責任者として指定します。
- （2）対話促進については、IR 担当部門として、経営企画部を、当社各部門との連携の中心とします。
- （3）対話の手段については、国内外の機関投資家向け IR として個別ミーティングやスモールミーティング、個人投資家向け説明会に加え、第三者による企業調査レポートの発行を通じ、対話手段の充実を図ります。
- （4）対話における投資家からの質問事項や意見について、当社経営陣幹部に対して適時にフィードバックを行い、必要に応じて取締役会において共有します。
- （5）インサイダー情報の管理については、細心の注意を払うとともにフェアディスクロージャーを適切に行います。

第 24 条（株主の権利の保護と平等性の確保）

当社は、株主の権利が実質的に確保されるために、その権利を有効に行使できる環境を整備するとともに、少数株主、外国人株主を含むすべての株主の実質的な平等性の確保に努めます。

- （1）株主総会における質疑とともに、議決権行使を通じた株主の意思表示は、実効的なコーポレートガバナンスの実現にとって極めて重要な要素であるという認識のもとに、適切な株主総会関連日程の設定を行うことにより、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適正に権利行使できる環境を整備するための施策として以下を実行します。
 - ・ 株主総会の議案に関して十分な検討を実施できるよう、株主総会の開催日の 3 週間前までに招集通知を発送します。また、招集通知の発送に先立ち、東京証券取引所 TDnet（適時開示情報伝達システム。以下において同じ。）、ICJ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページにおいて招集通知の内容を開示します。
 - ・ 当社の株主比率において、外国人が恒常的に一定の割合を占めることから、招集通知の英訳を株主総会開催日の 3 週間前までに東京証券取引所 TDnet、ICJ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページにおいて開示します。
- （2）株主総会の採決において、可決には至ったものの相当数の反対票が投じられたと認められる会社提案議案については、取締役会において、その結果を分析し適切に対応します。なお、当社は、一定の反対比率は定めておらず、議案の内容および性質によりその水準は異なると考えます。
- （3）会社法において認められる少数株主の権利行使につき、社内規程等に即して適切に対応できる体制を整備し、その実質的な権利の確保を図ります。
- （4）信託銀行などの名義で株式を保有する機関投資家などが、株主総会において、名義株主に代わって株主

総会に出席し、自ら議決権の行使などを行うことは、代理権の確認等の点で総会実務を混乱させる懸念があるため、現時点ではこれを認めていません。今後、これらの希望がある場合に対応するため、信託銀行等と協議を行っていきます。

第 25 条（サステナビリティ）

当社は、社会・環境問題を重視した事業運営を行い、サステナビリティを巡る課題についても、適切な対応を行い、その状況について、必要に応じて取締役会へ報告します。不動産に関する環境関連法令・規則を遵守し、省エネルギーや環境負荷の低減を意識した事業運営を行うと共に、当社グループ役職員の環境意識向上に努めます。

以上

（附則）

1. 本ガイドラインは、平成 28 年 1 月 27 日より施行する。ただし、指名・報酬諮問委員会（第 8 条）は、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の取締役会にて委員および委員長を選定のうえ、設置されるものとする。
2. 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議により行う。